

基準寝具貸借 仕様書

「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」に基づき基準寝具設備について、基準寝具の貸与、洗濯、補修等は次のとおりとする。

1. 下記の基準寝具（以下「寝具等」という。）の貸与、洗濯、消毒、保管及び搬入、搬出等を行う。なお寝具1組の明細は、掛布団1枚・ベッドパット1枚・肌掛布団1枚・枕1個・包布3枚・シーツ3枚・枕カバー3枚とする。
2. 寝具等の組数は、市立宇和島病院の使用することとなる数に、保管する予備数を加算したものとし、これを契約の目的以外に使用してはならない。
3. 賃貸料は賃貸単価表によるものとし月額の計算方法はこの単価に延使用組数を乗じた金額とし、その金額に消費税を加えた金額との合計額とする。
次の場合は甲、乙協議のうえ、この賃貸料金を変更することができる。
①経済情勢が変り物価が著しく変動した場合
4. 寝具等の使用場所は、市立宇和島病院内とし、市立宇和島病院までの往復に要する運搬費は乙の負担とする。
5. 寝具のうち掛布団、敷布団、毛布、枕については必要に応じその他の寝具については週1回、洗濯、補修、仕立て直しを行うものとする。寝具等の洗濯、補修は必要の都度行うことを原則とする。

	年間使用予定数量(組)
寝 具	140,000

※年間使用予定数量は見込みであり、本契約の請求額等を確約・担保するものではありません。

6. 寝具等の取り扱い運搬等に従事する者の衛生及び健康の維持につとめ、また、寝具等を院外に運搬する場合に想定される各種の危険を除去するものとする。
ウイルス感染の危険のあるものの洗濯を委託する場合には、やむをえない場合を除きこれに係る消毒は病院内の施設でおこなわなければならない。例外的に消毒前のウイルス感染の危険のある寝具類の洗濯を乙に委託するときは、ウイルス感染の危険のある寝具類である旨を表示の上、密閉した容器に収めて持ち出すなど他に感染するおそれのないように取り扱わなければならない。
7. 使用済みの寝具等に血痕、膿、分泌物、便等の汚物が付着しているときは、予備洗濯等を行い、汚物を沸拭したあとで引き渡すものとする。

8. 平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知の別添1に定める衛生基準に従い寝具類を適正に処理しなければならない。
9. 使用に供する寝具等の衛生管理のため、運搬、洗濯、及び補修等に従事する従業員の健康、衛生維持に最善をつくし、6ヶ月に1回健康診断を行うものとする。
10. 関係諸官庁の寝具等の洗濯補修等の設備ならびに倉庫の立入検査に随時応ずるものとする。
11. 寝具等を紛失、焼失、大損害、その他の理由により返戻できない場合は、受託者の加入する保険の適用を受けることとし、保険が適用されない場合は、相互間において善意をもって話し合い解決するものとする。
12. 受託者が労働争議、天災等の事情により業務を遂行できなくなった際を想定して、予め代行補償業者を決定しておくことを要する。